

第 7 期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時 | 2020年6月25日（木曜日）午前10時

場 所 | 東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号
| 当社本店地下1階会議室

目 次

第7期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類及び計算書類	28
監査報告	59
株主総会参考書類	65

証券コード 3291

2020年6月10日

株 主 各 位

(本店所在地)
東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号
飯田グループホールディングス株式会社
代表取締役社長 西河洋一

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が未だ収束していないため、株主の皆様には罹患リスク回避のために、場合によっては、書面による議決権行使のご利用も合わせてご検討いただきますようお願い申し上げます。当日ご出席をお控えいただく場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討賜り、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号
当社本店地下1階会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第7期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎総会会場において、接触感染リスクの低減のため、座席間の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。これにより、入場制限を行わせていただく場合がございます。
- ◎ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液による手指の消毒やマスクの着用等、感染予防にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- ◎当日は、総会会場への入場にあたり、株主様の体温を測定させていただき、37.5度以上の発熱が確認された方や体調不良とお見受けした方には、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（<https://www.ighd.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎株主懇親会及び粗品の配布等は予定しておりませんので、予めご了承くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用環境は改善が継続するなど緩やかな回復基調で推移し、総じて堅調さを維持したものの、世界経済における通商問題の長期化や政治情勢を巡る緊張の高まりを背景に、先行き不透明な状況で推移いたしました。更に新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う影響もあり、国内外ともに経済活動は急速に悪化し、極めて厳しい状況となりました。

当不動産業界におきましては、政府による住宅取得支援策や低金利の住宅ローンなどにより住宅取得環境は下支えされているものの、消費税率引き上げの影響に留意を要する状況にある中、需給バランスの調整や新型コロナウイルス感染症の拡大の影響など当社グループを取り巻く経営環境は一段と厳しい状況となりました。

このような状況のもと、当社グループは住宅事業の継続的な成長を実現するために、急な環境変化にも柔軟に対応できるようなバランスシート管理を行いつつ、「誰もが当たり前にかを買える社会」を実現するために、徹底したコスト管理と品質向上に努め、高品質の住宅を値ごろ感のある価格で提供していくことに注力してまいりました。

当連結会計年度は、①コア事業の競争力強化、②事業ポートフォリオの拡大を基本戦略とする「第2次中期経営計画」(2018年3月期～2020年3月期)の3年目として、引き続き、営業拠点の効率的な展開を通じて供給エリアの拡充を図るとともに、新工法・新技術の開発、住宅関連事業の内製化、資材の共同購買などによる原価抑制に取り組み、更には需給バランス調整やグループの販売ポータルサイト「すまいーだ」の機能強化などの各種施策を推進してまいりました。また、海外事業やリフォーム事業、当社グループの住宅購入者に対する生活関連サービスの提供など、新たな収益源確保に向けた取り組みを計画的に実施し、総合不動産住宅メーカーとして、更なる成長を遂げるための基盤整備を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上収益は1兆4,020億19百万円（前期比4.2%増）、営業利益は835億13百万円（前期比14.0%減）、税引前利益は787億66百万円（前期比16.3%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は537億52百万円（前期比17.9%減）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

セグメントの名称	件数	売上収益 (百万円)	前期比 (%)
一建設グループ			
（区分）戸建分譲事業	12,157	305,395	△0.3
マンション分譲事業	948	39,898	13.5
請負工事事業	2,556	46,953	1.7
その他	—	8,828	61.5
小計	15,661	401,076	2.0
飯田産業グループ			
（区分）戸建分譲事業	7,373	232,615	0.3
マンション分譲事業	265	11,399	80.7
請負工事事業	325	6,884	432.8
その他	—	9,854	57.4
小計	7,963	260,753	6.1
東栄住宅グループ			
（区分）戸建分譲事業	4,926	163,584	8.9
マンション分譲事業	—	—	—
請負工事事業	211	6,984	16.6
その他	—	1,283	22.3
小計	5,137	171,852	9.3
タクトホームグループ			
（区分）戸建分譲事業	5,039	141,996	△6.6
マンション分譲事業	12	307	29.2
請負工事事業	69	1,140	13.3
その他	—	3,865	△36.7
小計	5,120	147,309	△7.6

セグメントの名称	件数	売上収益 (百万円)	前期比 (%)
アーネストワングループ			
(区分) 戸建分譲事業	12,031	271,448	5.8
マンション分譲事業	713	23,442	2.7
請負工事事業	356	7,386	94.7
その他	－	390	5.7
小計	13,100	302,667	6.7
アイディホームグループ			
(区分) 戸建分譲事業	4,236	105,217	7.0
マンション分譲事業	－	－	－
請負工事事業	69	1,517	38.2
その他	－	458	△2.7
小計	4,305	107,193	7.3
その他 (注) 5			
(区分) 戸建分譲事業	11	342	△65.2
マンション分譲事業	13	368	42.4
その他	－	10,455	117.0
小計	24	11,166	84.2
(区分計) 戸建分譲事業	45,773	1,220,600	2.0
マンション分譲事業	1,951	75,416	16.4
請負工事事業	3,586	70,865	19.4
その他	－	35,136	43.2
総合計	51,310	1,402,019	4.2

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 戸建分譲事業には、戸建住宅のほか、宅地等が含まれます。マンション分譲事業には、分譲マンションのほか、マンション用地等が含まれます。請負工事事業には、注文住宅のほか、リフォームやオプション工事等が含まれます。

4. 請負工事事業等の売上収益は、一定期間にわたり履行義務が充足されることに伴って認識される収益ですが、件数はいずれの区分も資産の引渡し件数を記載しております。

5. 「その他」のセグメントは、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ファーストウッド(株)等の木材製造事業、ホームトレードセンター(株)及び当社の事業に係るもの等であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は257億円（使用権資産を含む）であり、その主なものは、東栄住宅グループにおける賃貸資産の取得等に係る設備投資76億73百万円及び沖縄県宮古島リゾートホテル事業（宮古島来間リゾート シーウッドホテル）等への投資を含む飯田産業グループにおける設備投資58億74百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社グループの主な資金需要は事業用土地購入費であります。

当連結会計年度において、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と、当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を総額4,600億25百万円締結しており、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入残高合計は2,340億48百万円であります。

なお、その他の短期借入金及び長期借入金の残高合計は2,600億5百万円であり、当連結会計年度末の借入実行残高は4,940億54百万円、転換社債型新株予約権付社債の残高299億76百万円を含めた社債及び借入金の残高総額は5,240億31百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2019年10月1日付でファーストプラス株式会社の全株式を取得し、完全子会社としました。

当社の子会社である一建設株式会社は、2019年12月25日付でライフリビング株式会社（2020年4月20日付で株式会社リビングコーポレーションに商号変更）の全株式を取得し、完全子会社としました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 4 期 (2017年 3 月期)	第 5 期 (2018年 3 月期)	第 6 期 (2019年 3 月期)	第 7 期 (当連結会計年度) (2020年 3 月期)
売 上 収 益 (百万円)	1,232,476	1,335,386	1,344,987	1,402,019
営 業 利 益 (百万円)	113,647	103,755	97,111	83,513
親会社の所有者に帰属 する当期利益 (百万円)	76,741	69,542	65,469	53,752
基本的 1 株当たり 当期利益	266円11銭	241円15銭	227円02銭	186円39銭
資 産 合 計 (百万円)	1,168,389	1,280,540	1,389,255	1,536,537
資 本 合 計 (百万円)	655,276	709,427	758,220	794,639
1 株当たり親会社 所有者帰属持分	2,269円59銭	2,460円03銭	2,629円12銭	2,750円07銭

(注) 1. 百万円未満は、切り捨てて表示しております。

2. 第 4 期より、会社計算規則第120条第 1 項の規定により、IFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

セグメントの名称	会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
一 建 設 グ ル ー プ	一 建 設 (株)	3,298	100.0	戸建分譲事業 マンション分譲事業 請負工事事業 投資用収益物件開発 販売事業
	住 宅 情 報 館 (株)	100	100.0 (100.0)	請負工事事業
	住宅情報館フィナンシャルサービス(株)	80	100.0 (100.0)	保険代理店事業 貸金業
	ライフリビング(株) (注) 5	100	100.0 (100.0)	投資用収益物件開発 販売事業
飯 田 産 業 グ ル ー プ	(株) 飯 田 産 業	2,000	100.0	戸建分譲事業 マンション分譲事業 請負工事事業 不動産賃貸事業 スパ温泉事業
	(株)ファミリーライフサービス	1,000	100.0 (100.0)	貸金業 企業買収の仲介事業
	パラダイスリゾート(株)	98	100.0 (100.0)	戸建分譲事業 マンション分譲事業 不動産賃貸事業 ゴルフ場事業 スパ温泉施設管理事業
	(株)オリエンタル・ホーム	90	100.0 (100.0)	戸建分譲事業 請負工事事業
	ビ ル ト ホ ー ム (株)	98	100.0 (100.0)	戸建分譲事業 請負工事事業
	(株)ユニバーサルホーム	491	100.0 (100.0)	請負工事事業、サービス業(フランチャイズ加盟店の募集及び指導育成)
東 栄 住 宅 グ ル ー プ	(株) 東 栄 住 宅	7,819	100.0	戸建分譲事業 請負工事事業 不動産賃貸事業
	東栄ホームサービス(株)	50	100.0 (100.0)	リフォーム等の請負 工事事業 住宅メンテナンス事業
	(株) 東 栄 藤 義 建 設	30	100.0 (100.0)	土木事業 住宅基礎事業

セグメントの名称	会 社 名	資 本 金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
タクトホーム グループ	タクトホーム(株)	1,429	100.0	戸建分譲事業 請負工事事業 不動産賃貸事業
	(株)ソリド・ワン	50	100.0 (100.0)	宅地造成工事事業 給排水工事事業
	ティーアラウンド(株)	50	100.0 (100.0)	戸建分譲事業 請負工事事業 不動産賃貸事業
アーネストワン グループ	(株)アーネストワン	4,269	100.0	戸建分譲事業 マンション分譲事業 請負工事事業
	(株)エイワンプラス(注) 3	60	41.7 (41.7)	住宅設備機器販売事業 住宅メンテナンス事業
アイディホーム グループ	アイディホーム(株)	879	100.0	戸建分譲事業 請負工事事業
	(株)サン・プラザホーム	40	100.0 (100.0)	請負工事事業
そ の 他	ファーストウッド(株)	498	100.0	集成材製造・ プレカット加工等の 木材製造事業
	ファーストプライウッド(株)	370	95.0 (95.0)	単板積層材(LVL)等 の木材製造事業
	青森プライウッド(株)	270	99.1 (99.1)	単板積層材(LVL)等 の木材製造事業
	ホームトレードセンター(株)	290	100.0	戸建分譲事業 不動産仲介事業
	I G ウ イ ン ド ウ ズ (株)	150	100.0	複層ガラスの製造販 売事業
	ファーストプラス(株)(注) 4	77	100.0	システムキッチン等 住宅設備機器の製造 販売事業

- (注) 1. 出資比率の()内は、間接出資割合を内数で記載しております。
2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
3. 持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため連結子会社としております。
4. 2019年10月1日付でファーストプラス株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
5. 2019年12月25日付でライフリビング株式会社(2020年4月20日付で株式会社リビングコーポレーションに商号変更)の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

- ① 事業環境変化に対応できる財務健全性の維持
新型コロナウイルス感染症による事業環境の変化に対応できるように、資金流動性の維持を図ります。
- ② ビジネスモデルの更なる強化
主要な建築資材における調達体制の再構築、工法や施工技術の研究開発、施工品質の管理強化、細分化した市場環境に応じた仕入・販売戦略の立案と実施、グループECサイト「すまいーだ」を活用したブランド戦略及び顧客関係性の強化等により、着実な業容拡大を図ります。
- ③ 発展途上国を中心にその国にあったビジネスモデルの構築
国内で培ったビジネスモデルをベースに、進出国の事業環境に適合したビジネスモデルの構築を図ります。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、戸建分譲事業、マンション分譲事業、請負工事業及びこれらに関連する事業を主な事業としており、当社と主要な関係会社の当該事業における位置付けは「（3）重要な親会社及び子会社の状況②重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(6) 主要な営業所等（2020年3月31日現在）

① 当社

本社：東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号

② 子会社

セグメントの名称	連結子会社	主要な営業所等
一 建 設 グ ル ー プ	一 建 設 (株)	本 社：東京都豊島区（本店所在地：東京都練馬区） 支 社：愛知県名古屋市、大阪府吹田市 営業所：114店舗
	住 宅 情 報 館 (株)	本 社：神奈川県相模原市 営業所：59店舗
	住宅情報館フィナンシャルサービス(株)	本 社：神奈川県相模原市
	ラ イ フ リ ビ ン グ (株)	本 社：東京都中野区
飯 田 産 業 グ ル ー プ	(株) 飯 田 産 業	本 社：東京都武蔵野市 支 店：4店舗 営業店：6店舗 営業所：58店舗 温泉施設：江の島アイランドスパ（神奈川県） ホテル：宮古島来間リゾート シーウッドホテル（沖縄県）、江の島ホテル（神奈川県）
	(株)ファミリーライフサービス	本 社：東京都武蔵野市 営業所等：28店舗
	パ ラ ダ イ ス リ ゾ ー ト (株)	本 社：東京都武蔵野市 事業所：1ヶ所 ゴルフ場：イーストウッドカントリークラブ（栃木県）
	(株)オリエンタル・ホーム	本 社：福岡県福岡市 支 店：2店舗 営業所：10店舗
	ビ ル ト ホ ー ム (株)	本 社：東京都江東区 営業店：4店舗
	(株)ユニバーサルホーム	本 社：東京都中央区 営業店：直営店14店舗 フランチャイズ103店舗 事務所：2ヶ所
東 栄 住 宅 グ ル ー プ	(株) 東 栄 住 宅	本 社：東京都西東京市 支 店：3店舗 営業所：53店舗
	東 栄 ホ ー ム サ ー ビ ス (株)	本 社：東京都小平市 事業所：8ヶ所
	(株) 東 栄 藤 義 建 設	本 社：千葉県松戸市

セグメントの名称	連結子会社	主要な営業所等
タクトホームグループ	タクトホーム(株)	本 社：東京都西東京市 支 社：宮城県仙台市、愛知県名古屋市 営業所：55店舗
	(株) ソリド・ワン	本 社：東京都西東京市 営業所：2店舗
	ティーアラウンド(株)	本 社：東京都西東京市 営業所：3店舗
アーネストワングループ	(株) アーネストワン	本 社：東京都西東京市 営業所：98店舗
	(株) エイワンプラス	本 社：東京都西東京市 営業所：5店舗
アイディホームグループ	アイディホーム(株)	本 社：東京都新宿区 営業所：46店舗
	(株) サン・プラザホーム	本 社：福岡県福岡市 営業所：7店舗
そ の 他	ファーストウッド(株)	本 社：福井県福井市 工 場：3ヶ所 営業所：1店舗
	ファーストプライウッド(株)	本 社：青森県上北郡六戸町 工 場：1ヶ所
	青森プライウッド(株)	本 社：青森県上北郡六戸町 工 場：1ヶ所
	ホームトレードセンター(株)	本 社：東京都武蔵野市 営業所：22店舗
	I G ウ イ ン ド ウ ズ(株)	本 社：東京都中央区 工 場：3ヶ所 営業所：4店舗
	ファーストプラス(株)	本 社：千葉県野田市 工 場：2ヶ所 営業所：4店舗

(注) ライフリビング(株)は、2020年4月20日付で株式会社リビングコーポレーションに商号変更しております。

(7) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（人）	前連結会計年度末比 増減
一 建設グループ	2,714	261人増
飯田産業グループ	1,858	314人増
東栄住宅グループ	842	72人増
タクトホームグループ	921	35人増
アーネストワングループ	1,663	151人増
アイディホームグループ	657	22人増
その他の	929	259人増
全社（共通）	109	18人増
合計	9,693	1,132人増

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、当社の従業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借入先名	借入金残高
株式会社みずほ銀行	161,085百万円
株式会社三井住友銀行	103,424百万円
株式会社三菱UFJ銀行	64,838百万円
株式会社あおぞら銀行	23,922百万円
株式会社商工組合中央金庫	21,535百万円
株式会社りそな銀行	16,684百万円
株式会社横浜銀行	14,466百万円
三井住友信託銀行株式会社	8,716百万円
株式会社きらぼし銀行	6,662百万円
株式会社千葉銀行	6,346百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 1,100,000,000株
- ② 発行済株式の総数 294,431,639株
- ③ 株主数 17,555名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
飯 田 興 産 株 式 会 社	52,970,373株	18.37%
西 河 洋 一	29,143,120株	10.11%
森 和 彦	18,420,533株	6.39%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,854,500株	4.80%
有 限 会 社 K . フ ォ レ ス ト	11,662,080株	4.04%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RESILCHES STER INTERNATIONAL INVESTORS INTE RNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	8,623,400株	2.99%
飯 田 和 美	8,350,340株	2.90%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,542,600株	2.62%
株 式 会 社 バ ン プ ー フ ィ ー ル ド	6,731,920株	2.33%
山 本 商 事 株 式 会 社	6,642,000株	2.30%

（注）持株比率は自己株式（6,050,899株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

2015年6月2日開催の取締役会決議に基づき発行した2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の数（個）	3,000（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（単元株式数100株）
新株予約権の目的となる株式の数（株）	11,299,435（注） 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注） 3
新株予約権の行使期間	2015年7月2日から2020年6月4日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,655.0 資本組入額 1,328（注） 4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

（注） 1．本社債の額面金額10百万円につき1個とする。

2．本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記3．記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

3．（1）各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

（2）転換価額は、当初、2,746円とする。

（3）転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- （４）2019年6月25日開催の第6期（2019年3月期）定時株主総会において期末配当を1株につき31円とする剰余金配当案が承認可決され、2019年3月期の年間配当が1株につき62円と決定されたことに伴い、2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、調整後転換価額を2,655.0円とする。

なお、調整後転換価額は2019年4月1日より適用とする。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	森 和 彦	(株)飯田産業代表取締役会長 (株)ファミリーライフサービス取締役会長 パラダイスリゾート(株)代表取締役社長 (株)オリエンタル・ホーム代表取締役会長 ビルトホーム(株)代表取締役会長 ホームトレードセンター(株)代表取締役会長 (有)K. フォレスト代表取締役 住宅新興事業協同組合代表理事
代 表 取 締 役 社 長	西 河 洋 一	(株)アーネストワン取締役会長 (株)エイワンプラス取締役 ダイヤロン(株)代表取締役会長 第一住宅協同組合代表理事 社会福祉法人年輪理事長
代 表 取 締 役 副 社 長	兼 井 雅 史	グループ事業推進本部長 (株)飯田産業取締役 ホームトレードセンター(株)代表取締役社長 (株)ユニバーサルホーム代表取締役社長 ファーストウッド(株)代表取締役社長 青森プライウッド(株)取締役 ファーストプライウッド(株)取締役 IGウインドウズ(株)取締役 ファーストプラス(株)取締役
常 務 取 締 役	堀 口 忠 美	一建設(株)代表取締役社長 住宅情報館(株)取締役 ファーストウッド(株)取締役 第一住宅協同組合理事 ライフリビング(株)取締役
常 務 取 締 役	西 野 弘	財務部、経営企画室、経営管理・IR室管掌 (株)東栄住宅代表取締役社長兼社長執行役員 東栄ホームサービス(株)代表取締役社長 住宅新興事業協同組合理事 ホームトレードセンター(株)取締役
取 締 役 相 談 役	山 本 重 穂	タクトホーム(株)代表取締役会長 (株)ソリド・ワン代表取締役会長 ティーア라운드(株)代表取締役会長 住宅新興事業協同組合専務理事

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	久林欣也	アイディホーム(株)代表取締役社長 住生活空間(株)代表取締役社長 第一住宅協同組合理事
取締役	松林重行	(株)アーネストワン代表取締役社長 第一住宅協同組合理事
取締役	小寺一裕	タクトホーム(株)代表取締役社長兼営業本部長 (株)ソリド・ワン取締役 BMM(株)代表取締役社長
取締役	千葉雄二郎	(株)飯田産業代表取締役社長 (株)ファミリーライフサービス代表取締役社長 ビルトホーム(株)取締役 (株)オリエンタル・ホーム取締役 (株)ユニバーサルホーム取締役
取締役	浅野昌宏	一般社団法人アフリカ協会副理事長
取締役	佐々木俊彦	帝京大学経済学部経済学科教授
常勤監査役	石丸郁子	ファーストウッド(株)監査役 ホームトレードセンター(株)監査役
常勤監査役	金子竜幸	—
監査役	林千春	東京協立法律事務所
監査役	田中千税	田中千税税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役浅野昌宏氏及び佐々木俊彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役林千春氏及び田中千税氏は、社外監査役であります。
3. 監査役林千春氏は、弁護士として法律に関する専門的な知見を有し、当社子会社において監査役の経験を有するものであります。
4. 監査役田中千税氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社子会社において監査役の経験を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役浅野昌宏氏及び佐々木俊彦氏並びに社外監査役林千春氏及び田中千税氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- ② 当事業年度中における取締役の地位・担当の異動は以下のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
堀口 忠美	取締役	常務取締役	2019年6月25日
西野 弘	取締役 経営企画担当	常務取締役 経営企画担当	2019年6月25日
西野 弘	常務取締役 経営企画担当	常務取締役 財務部、経営企画室、 経営管理・IR室管掌	2019年7月1日

- ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

- ④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 (2)	201百万円 (10)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	60 (8)
合 計 (うち社外役員)	16 (4)	261 (19)

(注) 1. 取締役の報酬額は、2014年6月27日開催の第1期定時株主総会において年額1,200百万円以内と決議いただいております。

2. 監査役の報酬額は、2017年6月27日開催の第4期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

ハ．報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、以下のとおり取締役及び監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。

取締役の報酬につきましては、「固定報酬」と業績への貢献度に応じて変動する「業績連動報酬」によって構成されており、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能するよう、そのバランスに配慮するとともに、その水準は、同業あるいは同規模の他企業と比較するなどして、当社の業績に見合った水準を設定しております。

報酬額につきましては、株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、取締役会において決定しております。

なお、業務執行から独立した立場である独立社外取締役の報酬につきましては、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬のみとしております。

また、監査役の報酬については、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから、株主総会において承認された範囲内で、その職責、位置付け等を踏まえ、定額報酬として経験及び職位に応じて定められた額を支給しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役浅野昌宏氏は、一般社団法人アフリカ協会の副理事長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役佐々木俊彦氏は、帝京大学経済学部経済学科の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役林千春氏は、東京協立法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役田中千税氏は、田中千税税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	浅 野 昌 宏	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、経験豊富な経営者の観点から意見を述べております。
取締役	佐々木 俊 彦	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地及び経営アドバイザーを務めた経験から意見を述べております。
監査役	林 千 春	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、監査役会15回の全てに出席いたしました。 取締役会及び監査役会において主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	田 中 千 税	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、監査役会15回の全てに出席いたしました。 取締役会及び監査役会において主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	72百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益合計額	390百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループは、法令遵守や企業倫理の徹底を図るため「飯田グループ行動基準」を定めるとともに、これに則った業務運営を実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、これをグループの全役員及び使用人に配付する。
 - (2) コンプライアンス部会を設置し、グループ全体のコンプライアンスの状況について検証を行うとともに、コンプライアンスプログラムの企画・立案・実施等を通じて、コンプライアンスの充実・徹底を図る。
 - (3) 内部監査室は、子会社の内部監査部門と連携を図り、内部監査規程に基づく監査を行い、経営に重要な影響を及ぼすと思われる事項については、社長、監査役及びグループ経営会議等に報告する。
 - (4) 法令違反その他コンプライアンスに関する報告体制として内部通報制度を構築し、社内外に通報窓口を設置するとともに、内部通報規程に基づきその運用を行う。
 - (5) 当社及び子会社の取締役の職務執行状況は、各社の監査役及び監査役会の監査方針及び監査計画に基づき監査を受ける。また、監査役は、グループ内の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役会は、稟議書及び議事録等の取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存管理する体制を構築し、文書管理規程に定めるとともに、当該情報を文書又は電磁的記録媒体に記録し、整理・保存する。
 - (2) 監査役会は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務の適切性及び健全性を確保するため、リスク管理に係る社内規程を含む体制等を整備するとともに、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。
- (2) 当社及び子会社の取締役及び各部署の責任者は、担当する業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、適切な対策を実施するとともに、定期的な見直しを行う。
- (3) 当社及び子会社の社長を構成メンバーとするリスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントを統括・管理するとともに、委員会を構成する組織としてリスク管理やコンプライアンスを協議・統制する部会を各々設置し、効果的かつ効率的なリスクマネジメントを実施する。
- (4) グループ全体の重要なリスクについては、リスクマネジメント委員会で十分討議し対策を検討するほか、特に重要なものについては取締役会で審議する。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会及びグループ経営会議を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程において、各責任者及びその責任、執行手続きについて定めるほか、法令上、取締役会が決議しなければならない事項を除き、職務権限規程で取締役等に業務執行の決定権を委任しており、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。

5. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の代表取締役及び取締役会は、他の取締役の職務執行の監視・監督を行うとともに、重要な事項について当社の取締役会に報告する。
- (2) 子会社から当社への報告事項等を定めた関係会社管理規程を設け、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援するとともに、報告制度等によりグループ全体の業務の適正を管理する。
- (3) 子会社の管理状況及び業務活動については、当社及び子会社において監査役の監査及び内部監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 必要に応じて、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役補助者を任命する。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金などの改定については、監査役会の同意を得たうえで決定する。
 - (2) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。
7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社及び子会社の役員及び使用人等は、当社グループの業績等に著しい損害を及ぼす恐れのある重要な事項について監査役に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - (2) 子会社の運営状況や重要な不正行為等については、取締役会やグループ経営会議等を通じて定期的に監査役に報告するとともに、監査役の求めがある場合は随時報告を行うものとする。
 - (3) 内部通報窓口への通報内容が、監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役へ通報を希望する場合は速やかに監査役に報告する。
 - (4) 当社は、監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として、当社又は子会社において不利な取扱いを受けないことを確保する。また、被通報者に対しても、事の真意が明らかになるまでは、当該報告がされたことを理由として当社又は子会社において不利な取扱いを受けないことを確保する。
8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと判断した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会、グループ経営会議及びその他の重要会議に出席することができるほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、取締役又は使用人に対し、その説明を求めることができる。
- (2) 監査役は、代表取締役と定期的な意見交換会を開催するとともに会計監査人、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、当社及び子会社の財務報告に関する信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針」に基づき、必要かつ適切な財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、その体制及び運用状況を継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

11. 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体、個人に対しては毅然とした態度で対応し、一切の取引を行わないものとする。また、反社会的勢力による不当要求に対しては、警察、弁護士等の外部の専門機関と連携し、必要に応じて民事と刑事の両面から法的対応を行う。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス

「飯田グループ行動基準」を制定し、当社グループの取締役及び使用人に法令や社会規範の遵守が企業活動の前提であることを示すとともに、全社員に対する「コンプライアンス・マニュアル」の配付やコンプライアンスに係る研修等を適宜実施することで、コンプライアンス意識の向上と周知徹底を図っております。また、定期的にコンプライアンス部会を開催し、コンプライアンスプログラムの策定やグループ全体のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策を審議したほか、内部監査部門による監査や内部通報制度の適切な運営等により、当社グループにおけるコンプライアンス態勢の整備並びに推進等を図りました。

2. リスク管理

当社及び主要子会社の社長等を構成メンバーとするリスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントを統括・管理するとともに、リスク管理部会とコンプライアンス部会を傘下に設置し、全社横断的な視点で、効率的かつ効果的なリスクマネジメントに取り組みました。また、リスク管理を含む社内規程を整備するとともに、定期的にリスク管理部会を開催し、所在するリスクの把握、施策の検討等により、当社グループにおけるリスクへの対応を図っております。

3. 子会社経営管理

主要子会社の代表取締役が当社取締役を兼務することで、株主への責任やグループ全体の視点から子会社経営に取り組む体制とし、当社グループにおける報告、管理体制の確立等、企業統治の枠組みを確保しております。また、「関係会社管理規程」等の制定により、その重要性に応じて当社が決裁すべき事項と報告を受けるべき事項を明確化し、もってグループ全体の業務に係る適切な運営及び管理を確保する体制を整備しております。

4. 効率的な職務執行体制

定期的な取締役会やグループ経営会議等の開催に加え、必要に応じて臨時の取締役会を開催することにより、法令や定款等に定められた重要事項を決定するとともに、業務の効率的な執行を図るほか、取締役の職務執行状況を監督しております。また、当社及び子会社では、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等を定め、これにより責任の明確化及び効率的な業務の遂行を図っております。

5. 監査役監査体制

監査役は、取締役会及びグループ経営会議等の重要会議への出席や稟議書等の重要書類の閲覧のほか、必要に応じて取締役、使用人等にヒアリング等を行うことで監査の実効性を確保するとともに、適宜助言等を行うことにより企業統治体制の確立に努めております。また、代表取締役との定期的な意見交換、並びに、会計監査人及び内部監査室等内部統制に係る組織との適切な連携等を推進することにより、効果的な監査業務を遂行しております。

連結財政状態計算書

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,170,535	流 動 負 債	509,635
現金及び預金	387,003	社債及び借入金	321,592
営業債権及びその他の債権	6,887	リース負債	4,574
契約資産	4,183	営業債務及びその他の債務	138,055
棚卸資産	709,240	その他の金融負債	10,101
営業貸付金及び営業未収入金	38,606	未払法人所得税等	13,023
未収還付法人所得税	8,613	契約負債	5,533
その他の金融資産	3,841	その他の流動負債	16,753
その他の流動資産	12,159	非 流 動 負 債	232,262
非 流 動 資 産	366,001	社債及び借入金	202,438
有形固定資産	102,258	リース負債	13,589
使用権資産	16,887	その他の金融負債	1,309
のれん	199,776	退職給付に係る負債	9,489
無形資産	1,750	引当金	4,608
その他の金融資産	33,003	繰延税金負債	569
繰延税金資産	11,964	その他の非流動負債	257
その他の非流動資産	361	負 債 合 計	741,897
		資 本	
		親会社の所有者に帰属する持分	793,068
		資本金	10,000
		資本剰余金	418,941
		利益剰余金	379,073
		自己株式	△13,203
		その他の資本の構成要素	△1,743
		非支配持分	1,571
		資 本 合 計	794,639
資 産 合 計	1,536,537	負 債 及 び 資 本 合 計	1,536,537

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	1,402,019
売上原価	△1,189,166
売上総利益	212,852
販売費及び一般管理費	△128,906
その他の営業収益	1,825
その他の営業費用	△2,258
営業利益	83,513
金融収益	494
金融費用	△5,241
税引前利益	78,766
法人所得税費用	△24,662
当期利益	54,103
当期利益の帰属	
親会社の所有者	53,752
非支配持分	351
当期利益	54,103

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	
					確定給付制度 の 再 測 定	その他の包括利 益を通じて公正 価値で測定する 金 融 資 産
2 0 1 9 年 4 月 1 日 残 高	10,000	418,913	341,567	△13,201	△434	1,344
会 計 方 針 の 変 更	－	－	△261	－	－	－
修 正 再 表 示 後 の 残 高	10,000	418,913	341,306	△13,201	△434	1,344
当 期 利 益	－	－	53,752	－	－	－
そ の 他 の 包 括 利 益	－	－	－	－	39	△2,694
当 期 包 括 利 益 合 計	－	－	53,752	－	39	△2,694
配 当 金	－	－	△17,879	－	－	－
自 己 株 式 の 変 動	－	－	－	△1	－	－
そ の 他	－	27	1,894	－	－	－
所 有 者 と の 取 引 額 等 合 計	－	27	△15,985	△1	－	－
2 0 2 0 年 3 月 3 1 日 残 高	10,000	418,941	379,073	△13,203	△394	△1,349

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資 本 合 計
	その他の資本 の構成要素	親会社 の所有者 に帰属する 持 分 合 計		
	その他の資本 構成要素合計			
2019年4月1日残高	910	758,190	30	758,220
会計方針の変更	－	△261	－	△261
修正再表示後の残高	910	757,929	30	757,959
当期利益	－	53,752	351	54,103
その他の包括利益	△2,654	△2,654	－	△2,654
当期包括利益合計	△2,654	51,098	351	51,449
配当金	－	△17,879	△44	△17,924
自己株式の変動	－	△1	－	△1
その他の	－	1,921	1,233	3,155
所有者との取引額等合計	－	△15,959	1,189	△14,769
2020年3月31日残高	△1,743	793,068	1,571	794,639

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 26社
- ・ 連結子会社の名称 一建設(株)、(株)飯田産業、(株)東栄住宅、タクトホーム(株)
(株)アーネストワン、アイディホーム(株)、ファーストウッド(株)
ホームトレードセンター(株)、IGウインドウズ(株)、ファーストプラス(株)
住宅情報館(株)、住宅情報館フィナンシャルサービス(株)、ライフリビング(株)
(株)ファミリーライフサービス、パラダイスリゾート(株)
(株)オリエンタル・ホーム、ビルトホーム(株)、(株)ユニバーサルホーム
東栄ホームサービス(株)、(株)東栄藤義建設
(株)ソリド・ワン、ティーアラウンド(株)
(株)エイワンプラス、(株)サン・プラザホーム
ファーストプライウッド(株)、青森プライウッド(株)

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用すべき関連会社はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)エイワンプラスの決算日は2月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 金融資産の評価基準及び評価方法

(i) デリバティブ以外の金融資産

イ. 当初認識及び測定

デリバティブ以外の金融資産は、当社グループが金融資産に関する契約の当事者となった取引日に認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

ロ. 分類

当社グループは、金融資産について、「償却原価で測定する金融資産」「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

(a) 負債性金融資産

償却原価で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記のいずれにも分類されないものについて、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

ただし、会計上のミスマッチを解消又は大幅に削減するために、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産に対し、当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定する場合があります。

(b) 資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当初認識時に、公正価値の変動をその他の包括利益を通じて認識すると指定したものについては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

ハ. 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

償却原価で測定する金融資産は、実効金利法による償却原価により測定しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で測定し、その変動額を純損益として認識しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で測定し、その変動額をその他の包括利益として認識しております。

また、認識を中止した場合、その他の包括利益として認識していた累積損益について、負債性金融資産は純損益に、資本性金融資産は利益剰余金に振り替えております。

なお、資本性金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

二. 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（負債性金融商品）については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

金融資産のステージ分類

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、貸倒引当金の認識・測定に当たっては、金融資産に関する信用リスクの著しい増加の有無及び信用減損の有無によって金融資産をステージに分類しております。

ステージ1：信用リスクの著しい増加が見受けられない。

ステージ2：信用リスクの著しい増加が見受けられるが、信用減損は見受けられない。

ステージ3：信用リスクの著しい増加、信用減損がともに顕在化している。

各ステージにおける予想信用損失の対象期間

当社グループは、上記の分類に基づき、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合（ステージ1）には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合（ステージ2及びステージ3）には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。（一般的なアプローチ）

なお、上記のステージに関わらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産は、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。（単純化されたアプローチ）

信用リスクの著しい増加の判定方法

当社グループは、信用リスクが著しく増加しているかどうかを当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、契約上の支払期日より30日超の経過があった場合など、当初認識時と比較して、期末日に債務不履行発生のリスクが著しく増加している場合に信用リスクが著しく増加していると判定します。

債務不履行の発生リスクに変化があるかどうかを評価するのにあたっては、期日経過の情報のほか、以下も考慮しております。

- ・発行体の外部信用格付の著しい変動
- ・投融資先の経営成績の変動
- ・投融資先の財政状態の変動

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増加していないと評価しております。

債務不履行の定義及び信用減損金融資産の判定方法

当社グループは、上記のような信用リスクが著しく増加している状況が更に悪化し、契約上の支払期日より90日超の経過があった場合などを債務不履行が生じていると判定し、債務不履行となっている資産、及び投融資先の重大な財政的困難、経営成績の悪化などにより、将来的に回収が困難と見込まれる資産を信用減損金融資産と判定しております。

直接償却の方針

なお、上記のステージに関わらず、法的に債権が消滅する場合など、金融資産の全部又は一部について回収できないと合理的に判断される場合は、当該金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

予想信用損失の見積に用いたインプット、仮定及び見積技法

予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益で認識しております。

ホ. 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止します。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識します。

(ii) デリバティブ

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識され、その後も公正価値で事後測定しております。

デリバティブの利得又は損失は、連結損益計算書において純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効な部分はその他の包括利益を通じて連結財政状態計算書においてその他の資本の構成要素として認識しております。

(iii) ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法等を含んでおります。具体的には、以下の項目をすべて満たす場合に、ヘッジが有効と判断しております。

- ・ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること
- ・信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
- ・ヘッジ関係のヘッジ比率が、当社グループが実際にヘッジしているヘッジ対象の量と当社グループがヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること

当社グループは、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しております。ヘッジの非有効部分が生じる原因としては、ヘッジ手段の価値変動がヘッジ対象の価値変動を上回る又は下回る場合があります。

ヘッジ比率については、ヘッジ対象とヘッジ手段の経済的価値及びリスク管理戦略に照らして適切に設定しております。

ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更がない場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しております。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効な部分は、その他の包括利益として認識し、非有効部分は純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として振り替えております。

予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、従来その他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素として認識されていた金額は、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続きその他の資本の構成要素に計上しております。

(iv) ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ

当社グループには、ヘッジ目的で保有しているデリバティブのうち、ヘッジ会計の要件を満たしていないものがあります。これらのデリバティブの公正価値の変動は全て即時に純損益で認識しております。

(v) 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(vi) 金融商品の公正価値

各報告日現在で活発な市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格又はディーラー価格を参照しております。活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して算定しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は主として個別法に基づいて算定されており、取得費、外注費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

棚卸資産は、主として、販売用不動産、仕掛販売用不動産、未成工事支出金、貯蔵品及び原材料から構成されております。

③ 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

有形固定資産の構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しております。

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出しております。

減価償却については、土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産は各構成要素の見積耐用年数にわたり、主に定額法に基づいております。定額法を採用している理由は、これが資産によって生み出される将来の経済的便益の消費の想定パターンに最も近似していると考えられるためであります。

当期における見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2年～50年
- ・機械設備及び車両運搬具 2年～20年
- ・工具器具及び備品 2年～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

④ 無形資産（のれんを除く）の償却方法

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。なお、耐用年数を確定できない無形資産については償却を行わず、毎期かつ減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

・ソフトウェア 3年～5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

⑤ リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定のコストに、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において使用権資産に係る減価償却費と区分して認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

⑥ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社が、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

⑦ 従業員給付

当社及び連結子会社は、確定給付制度として退職一時金制度を設けており、一部の連結子会社は確定拠出年金制度を採用しております。

(i) 確定給付制度

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

勤務費用及び確定給付負債の純額に係る純利息費用は純損益として認識しております。

(ii) 確定拠出制度

確定拠出制度への拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を債務として認識しております。

⑧ 重要な収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当金等並びにIFRS第16号「リース」に基づく賃貸収入等を除く顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する

当社グループは、主要な事業として戸建分譲事業、マンション分譲事業、請負工事事業を行っております。これらの事業から生じる収益は顧客との契約に従い計上しており、それぞれの履行義務に関する情報は下記のとおりであります。

戸建分譲事業（戸建住宅及び宅地の販売）

戸建住宅及び宅地の販売は、用地の仕入から造成、企画、設計、施工までを自社一貫体制にて行った戸建住宅（土地付き建物）及び宅地を一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を計上しております。

マンション分譲事業

マンション分譲事業は、用地の仕入から施工まで行ったマンションの各分譲住戸を主に一般消費者へ販売する事業等であり、マンション分譲事業における履行義務及びその充足時期、収益の認識時期等については、上記の戸建分譲事業における戸建住宅と同様であります。

請負工事事業（注文住宅事業）

注文住宅事業は、規格型注文住宅及び自由設計注文住宅の建築工事を請け負う事業であり、顧客（一般消費者及び法人）との建物請負工事契約に基づき、建築工事を行う義務を負っております。当該建物請負工事契約においては、当社グループの義務の履行により資産（仕掛品）が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるものであります。よって注文住宅事業においては工事の進捗度に応じて収益を計上しております。なお、進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足における企業の進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法によっております。

⑨ のれんに関する事項

企業結合から生じたのれんは、無形資産として計上しております。

のれんの償却は行わず、毎期かつ減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。

⑩ 外貨の換算基準

外貨建取引は、取引日における為替レートで当社グループの機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。公正価値で測定している外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

この結果生じる換算差額は、有効なキャッシュ・フロー・ヘッジとして資本で繰り延べられる場合を除き、純損益に認識しております。

外貨建取得原価にて測定される非貨幣性資産及び負債は、取引日の為替レートで換算しております。

⑪ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

当社グループは、当連結会計年度より以下の基準書を適用しております。

基準書	基準書名	新設・改訂の概要
IFRS第16号	リース	リースに関する会計処理の改訂
IFRIC第23号	法人所得税の税務処理に関する不確実性	法人所得税の会計処理に不確実性を反映する方法を明確化

(1) IFRS第16号「リース」の適用

当社グループは、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」（2016年1月公表、以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。なお、当基準の適用にあたっては、経過措置として認められている累積的影響を適用開始日に認識する方法（修正遡及アプローチ）を採用しているため、IFRS第16号を遡及適用しておりません。

当基準は、前連結会計年度まで適用されていたIAS第17号「リース」（以下「IAS第17号」という。）及び関連する適用指針を置き換える基準となります。IFRS第16号は、借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類するのではなく、単一の会計モデルを導入し、原則としてすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を認識することを要求しております。ただし、短期リース又は少額資産のリースである場合は、当該基準の要求を適用しないことを選択でき、当社グループは当該免除規定を適用しております。また、使用権資産とリース負債を認識した後は、使用権資産の減価償却費及びリース負債に係る金利費用が計上されます。

当社グループでは、IFRS第16号への移行に際し、契約にリースが含まれているか否かについては、IFRS第16号C3項の実務上の便法を選択し、IAS第17号及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」のもとでの判断を引き継いでおります。

また、当社グループは、過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類したリースについて、IFRS第16号の適用開始日に、リース負債を認識し、使用権資産はリース負債と同額を計上しております。当該リース負債は、残存リース料を、リースの計算利率又は計算利率を容易に算定できない場合には適用開始日現在の当社グループの追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しており、その加重平均は0.7%となります。

なお、当社グループは、IFRS第16号を適用するにあたり、以下の実務上の便法を使用しております。

- ・特性が合理的に類似したリースのポートフォリオに単一の割引率を適用
- ・減損レビューを実施することの代替として、リースが適用開始日直前においてIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して不利であるかどうかの評価に依拠
- ・適用開始日から12か月以内にリース期間が終了するリースについて、短期リースと同じ方法で会計処理
- ・当初直接コストを適用開始日現在の使用権資産の測定から除外
- ・延長又は解約オプションが含まれている契約について、リース期間を算定する際に、事後的判断を使用

2019年3月31日現在のオペレーティング・リース契約と、適用開始日現在の連結財政状態計算書に認識したリース負債の調整表は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
2019年3月31日現在のオペレーティング・リース契約の未払リース料残高	4,380
2019年3月31日現在のオペレーティング・リース契約の未払リース料残高（追加借入利率で割引後）	4,321
ファイナンス・リース債務（2019年3月31日現在）	173
延長又は解約オプションを考慮した解約可能なリース取引にかかるリース負債の増加	13,426
リース負債を認識しない短期リース及び少額資産のリース等	△1,258
2019年4月1日現在のリース負債	16,661

IFRS第16号の適用により、従前の会計基準を適用した場合と比べて、当連結会計年度の期首の連結財政状態計算書において、使用権資産が15,922百万円、流動負債のリース負債が4,415百万円、非流動負債のリース負債が11,881百万円、繰延税金資産が113百万円それぞれ増加し、利益剰余金が261百万円減少しております。

当連結会計年度末の連結財政状態計算書においては、使用権資産が16,887百万円、流動負債のリース負債が4,574百万円、非流動負債のリース負債が13,589百万円それぞれ増加しております。

なお、当連結会計年度の損益への影響は軽微であります。

(2) IFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」の適用

当社グループは、当連結会計年度よりIFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」（2017年6月公表）を適用しております。なお、当解釈指針の適用による重要な影響はありません。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	100百万円
販売用不動産	4,369百万円
仕掛販売用不動産	12,072百万円
建物及び構築物	593百万円
土地	2,150百万円
差入保証金（非流動資産のその他の金融資産に含む）	37百万円
計	19,324百万円

上記には、抵当権の登記を留保されている販売用不動産4,369百万円、仕掛販売用不動産10,847百万円が含まれております。

② 担保に係る債務

短期借入金	18,232百万円
1年内返済予定の長期借入金	830百万円
前受金（その他の流動負債に含む）	257百万円
長期借入金	193百万円
計	19,513百万円

上記担保のほか、フラット35住宅ローン資金の担保として、将来回収予定の営業未収金（フラット35住宅ローン債権の住宅金融支援機構による買取代金）16,057百万円を譲渡担保として差し入れております。

また、フラット35融資に係るつなぎ融資資金の担保として、営業貸付金1,363百万円に質権が設定されております。更に、フラット35住宅ローン及びフラット35融資に係るつなぎ融資資金の担保として、現金及び預金（普通預金）619百万円に質権が設定されております。

担保付債務は、フラット35住宅ローンに係る短期借入金16,057百万円、フラット35融資に係るつなぎ融資に係る短期借入金1,553百万円であります。

上記のほか、住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅瑕疵担保保証金（非流動資産のその他の金融資産）が6,226百万円、宅地建物取引業法に基づく営業保証金（非流動資産のその他の金融資産）が423百万円あります。

(2) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社グループでは、借入金に関し取引銀行48行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越契約	441,725百万円
コミットメントライン契約	18,300百万円
借入実行残高	234,048百万円
借入未実行残高	225,976百万円

(3) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	74百万円
契約資産	10百万円
営業貸付金及び営業未収入金	76百万円
その他の金融資産（流動資産）	219百万円
その他の金融資産（非流動資産）	514百万円

(4) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	29,207百万円
使用権資産	4,456百万円

(5) 保証債務

関係会社等の金融機関からの借入金に対する債務保証	
I ONE HOME,INC	497百万円
住生活空間(株)	201百万円
大宗建設(株)	6百万円
住宅ローン利用者	477百万円
協力会社及び外注先等の工事請負契約に基づく工事請負 代金支払債務に対する債務保証	25百万円
計	1,208百万円

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 の 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 の 株 式 数
普通株式	294,431,639株	－株	－株	294,431,639株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 の 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 の 株 式 数
普通株式	6,049,978株	921株	－株	6,050,899株

(注) 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取り921株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	8,939	31	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	8,939	31	2019年9月30日	2019年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	8,939	31	2020年3月31日	2020年6月26日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 11,299,435株

5. 金融商品に関する注記

(1) 資本管理

当社グループは、主に戸建分譲事業及びマンション分譲事業を行うための資金及び運転資金等の資金需要に対し、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、資金運用については預金等に限定しております。

当社グループは、経営の健全性・効率性を維持し、持続的な成長を実現するため、事業のリスクに見合った適正な資本水準並びに負債・資本構成を維持することを基本方針としております。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。当社及び一部の連結子会社において行っているデリバティブについては、為替変動リスク又は金利変動リスクを回避する目的で活用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(3) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規定等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。

当社グループの債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対するものであります。

なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

(4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

(5) 為替リスク管理

当社グループは、主に米ドルレート及び露ルーブルレート等の変動による為替リスクに晒されておりますが、外貨建による原材料調達等については必要に応じて為替予約契約を利用しており、現時点においては、その影響は当社グループにとっては限定的なものであると考えております。

(6) 金利リスク管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、主に事業用地の取得に対する資金調達を目的とした借入金及び社債の金利変動は、借入コストに大きく影響いたします。

当社グループは、金利変動リスクを軽減するために、主に月次単位で報告資料の作成を行い、急激な金利変動がないか管理を行うことにより金利変動リスクを管理しております。また長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約単位でデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

(7) 市場価格の変動リスク管理

当社グループは、債券や株式等を保有していることから、これらの債券や株式の市場価格の変動リスクに晒されております。

当社グループは、定期的に公正価値や発行者等の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

(8) 金融商品の公正価値

① 金融商品の帳簿価額及び公正価値

2020年3月31日における金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
償却原価で測定する金融資産		
現金及び預金	387,003	387,003
営業債権及びその他の債権	6,887	6,887
営業貸付金及び営業未収入金	38,606	38,611
その他の金融資産	25,630	25,649
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
その他の金融資産	11,214	11,214
合計	469,342	469,366
金融負債		
償却原価で測定する金融負債		
社債及び借入金	524,031	529,104
営業債務及びその他の債務	138,055	138,055
その他の金融負債	10,645	10,645
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
その他の金融負債（金利スワップ）	765	765
合計	673,497	678,571

② 金融商品の公正価値の算定方法

(現金及び預金)

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(営業債権及びその他の債権)

短期間に決済されるものであるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(営業貸付金及び営業未収入金、償却原価で測定するその他の金融資産)

短期の貸付金等は、主に変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、公正価値は帳簿価額と近似していることから、公正価値は当該帳簿価額によっております。

上記以外の長期の貸付金等の公正価値は、一定の期間ごとに区分し、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

国債等の債券については、取引所の価格又は取引金融機関から提供された価格により算定しております。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産)

主に株式及び出資金等の資本性金融商品であり、上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定し、非上場株式の公正価値については、類似企業比較法、収益還元法及び簿価純資産法を併用して算定しております。類似企業比較法では、対象企業の類似上場企業を選定し、当該類似企業の株式指標を用いて公正価値を算定しております。収益還元法では、対象企業の株主資本コストを収益還元率とし、対象企業の収益額から公正価値を算定しております。非上場株式の公正価値測定に当たっては、割引率、評価倍率等の観察可能でないインプットを利用しており、必要に応じて一定の非流動性ディスカウントを考慮しております。国債等の債券については、取引所の価格又は取引金融機関から提供された価格により算定しております。

なお、預託金方式による会員権等の負債性金融商品の公正価値は期末日の市場価格等によって算定しております。

(社債及び借入金)

社債及び借入金の公正価値は、一定の期間ごとに区分し、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(営業債務及びその他の債務)

当該債務については、主として短期間に決済されるものであるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

（その他の金融負債）

償却原価で測定するその他の金融負債については、主として短期間に決済されるものであるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融負債（金利スワップ）は、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

6. 投資不動産に関する注記

投資不動産の総額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

7. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 2,750円07銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 186円39銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により、景気の先行きは極度に不透明な状況ですが、当連結会計年度末で入手可能な情報に基づき、翌連結会計年度においてもその影響が継続するものと仮定して、のれんの減損テストでの将来キャッシュ・フローの見積り及び棚卸資産の評価の見積りを行っております。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	184,940	流 動 負 債	33,176
現 金 及 び 預 金	87,240	1 年 内 償 還 予 定 の 転換社債型新株予約権付社債	29,978
関 係 会 社 未 収 入 金	1,325	短 期 借 入 金	1,000
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	85,857	未 払 金	1,396
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,228	未 払 法 人 税 等	366
未 収 還 付 法 人 税 等	8,591	賞 与 引 当 金	51
そ の 他	698	そ の 他	383
固 定 資 産	628,208	固 定 負 債	192,865
有 形 固 定 資 産	6,194	長 期 借 入 金	192,000
建 築 物	2,473	繰 延 税 金 負 債	6
構 築 物	19	退 職 給 付 引 当 金	91
車 両 運 搬 具	7	そ の 他	768
工 具 器 具 及 び 備 品	208		
土 地	3,089	負 債 合 計	226,042
建 設 仮 勘 定	631	純 資 産 の 部	
減 価 償 却 累 計 額	△236	株 主 資 本	586,327
無 形 固 定 資 産	39	資 本 金	10,000
ソ フ ト ウ ェ ア	39	資 本 剰 余 金	488,393
そ の 他	0	資 本 準 備 金	2,500
投 資 そ の 他 の 資 産	621,973	そ の 他 資 本 剰 余 金	485,893
関 係 会 社 株 式	501,465	利 益 剰 余 金	100,131
関 係 会 社 出 資 金	1,250	そ の 他 利 益 剰 余 金	100,131
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	119,214	繰 越 利 益 剰 余 金	100,131
そ の 他	43	自 己 株 式	△12,197
繰 延 資 産	1	新 株 予 約 権	780
社 債 発 行 費	1	純 資 産 合 計	587,107
資 産 合 計	813,150	負 債 純 資 産 合 計	813,150

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関 係 会 社 受 取 配 当 金	42,073	
経 営 指 導 料	4,166	
不 動 産 賃 貸 収 入	69	
そ の 他	54	46,363
営 業 原 価		
不 動 産 賃 貸 原 価	31	31
営 業 総 利 益		46,332
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,095	4,095
営 業 利 益		42,236
営 業 外 収 益		1,137
営 業 外 費 用		2,057
経 常 利 益		41,316
税 引 前 当 期 純 利 益		41,316
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	17	
法 人 税 等 調 整 額	△40	△22
当 期 純 利 益		41,338

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
					繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	10,000	2,500	485,893	488,393	76,672	76,672	△12,195	562,870
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△17,879	△17,879		△17,879
当 期 純 利 益					41,338	41,338		41,338
自 己 株 式 の 取 得							△1	△1
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	23,459	23,459	△1	23,457
当 期 末 残 高	10,000	2,500	485,893	488,393	100,131	100,131	△12,197	586,327

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	780	563,650
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△17,879
当 期 純 利 益		41,338
自 己 株 式 の 取 得		△1
当 期 変 動 額 合 計	－	23,457
当 期 末 残 高	780	587,107

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備 定額法

上記以外の有形固定資産 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～50年

機械及び装置 8年

工具器具及び備品 3～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(4) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は以下のとおりであります。（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	647百万円
短期金銭債務	70百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引に係るものが以下のとおり含まれております。

営業取引による取引高	
営業収益	46,257百万円
営業費用	244百万円
営業取引以外の取引による取引高	1,106百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	6,050,899株
------	------------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	108百万円
賞与引当金	15百万円
未払金	6百万円
繰延資産償却超過額	8百万円
退職給付引当金	27百万円
為替差損益	158百万円
繰越欠損金	150百万円
その他	1百万円
繰延税金資産小計	476百万円
評価性引当額	△476百万円
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
新株予約権	△6百万円
繰延税金負債合計	△6百万円
繰延税金資産の純額	△6百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

1. 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	一建設(株)	所有 直接 100.00％	役員の兼任	資金の貸付（注）	11,596	関係会社 短期貸付金	28,100
				資金の回収 利息の受取（注）	12,161 283	関係会社 長期貸付金	33,518
子会社	(株)飯田産業	所有 直接 100.00％	役員の兼任	資金の貸付（注）	5,400	関係会社 短期貸付金	11,800
				資金の回収 利息の受取（注）	28 362	関係会社 長期貸付金	52,468
子会社	タクトホーム (株)	所有 直接 100.00％	役員の兼任	資金の貸付（注）	3,968	関係会社 短期貸付金	7,000
				資金の回収	3,000	1年内回収予定の 関係会社 長期貸付金	164
				利息の受取（注）	80	関係会社 長期貸付金	10,159
子会社	(株)アーネスト ワン	所有 直接 100.00％	役員の兼任	資金の貸付（注）	2,000	関係会社 短期貸付金	16,600
				資金の回収 利息の受取（注）	12,958 56	関係会社 長期貸付金	—
子会社	ファースト ウッド(株)	所有 直接 100.00％	役員の兼任	資金の回収 利息の受取（注）	3,120 53	関係会社 短期貸付金	10,447

取引条件及び取引条件の決定方針

（注）資金の貸付については、市場金利等を勘案した利率にて行われております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円） （注）2	科目	期末残高（百万円）
役員の近親者	当社代表取締役社長西河洋一の近親者	被所有 直接 2.90％	なし	子会社株式の取得（注）4	256	－	－
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社等	飯田興産(株) （注）1	被所有 直接 18.38％	主要株主	子会社株式の取得（注）4	389	－	－
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ファーストプラス(株) （注）2、3	－	営業上の取引	住宅設備資材の販売 （注）5、6	670	売掛金 電子記録債権	124 293
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社等	伏見管理サービス(株) （注）2	被所有 直接 1.13％	営業上の取引	社屋の管理業務の委託 （注）5	16	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針

- （注）1. 当期中において、当社代表取締役社長西河洋一の近親者が議決権の過半数を保有しております。
2. 当期中において、当社代表取締役社長西河洋一の近親者が議決権の過半数を間接保有しております。
3. 当社は2019年10月1日付でファーストプラス(株)の全株式を取得し、同社を連結子会社としております。取引金額は2019年4月1日から2019年9月30日までの期間の取引を、期末残高並びに議決権等の所有割合は2019年9月30日時点の内容を記載しております。
4. 子会社株式の取得価額については独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。
5. 取引条件及び取引条件の決定方針については、市場価格等を参考に決定しております。
6. 当該取引において、当社は仕入代行をしており、損益計算書においては代行仕入高とファーストプラス(株)への販売高は相殺処理しておりますが、上記取引金額は総額の販売高を記載しております。

7. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	2,033円17銭
(2) 1 株当たり当期純利益	143円35銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

飯田グループホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 柴 田 憲 一 ㊞
指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 江 下 聖 ㊞
指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 山 本 高 揮 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、飯田グループホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、飯田グループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

飯田グループホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 柴 田 憲 一 ㊞
指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 江 下 聖 ㊞
指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 山 本 高 揮 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、飯田グループホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準等に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じ事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（以下「内部統制システム」という。）について、取締役等からその状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

飯田グループホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	石丸郁子	Ⓔ
常勤監査役	金子竜幸	Ⓔ
社外監査役	林千春	Ⓔ
社外監査役	田中千税	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策のひとつと位置付け、経営体質の強化と将来のグループ全体としての事業展開を考慮しつつ、株主の皆様へ安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。このような方針のもと当期の期末配当等については、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金31円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は8,939,802,940円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
2020年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役林千春氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
新任 社外 独立 ふじた こうじ 藤田 浩司 (1962年6月9日生)	1989年4月 東京弁護士会登録 奥野法律事務所（（現）奥野総合法律事務所・外国 法共同事業）入所 1995年3月 昭和シェル石油(株)監査役 2000年4月 (株)東栄住宅監査役 2002年3月 トレンドマイクロ(株)監査役（現任） 2014年6月 ニチレキ(株)監査役 2015年5月 デクセリアルズ(株)社外取締役 2015年6月 ニチレキ(株)社外取締役 2017年6月 イリソ電子工業(株)社外取締役 2018年6月 同社監査等委員（現任）	1,260株
（社外監査役候補者とした理由） 弁護士として法律に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、また、当社子会社において監査役を務めた経験を活かして当社監査の充実を図ることができるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

- （注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 候補者の選任が承認された場合、当社は候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約における損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
4. 候補者の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者が監査役に就任する順位につきましては、佐々木 新一氏を第1順位とし、島崎誠氏を第2順位といたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	補欠 社外 独立 さ さ き しんいち 佐々木 新一 (1951年5月26日生)	1974年4月 住友商事(株)入社 1984年2月 同社ノルウェーオスロ事務所所長付 2003年4月 同社理事鋼管本部長 2005年4月 同社執行役員鋼管本部長 2006年4月 同社執行役員中国副総代表 2008年4月 同社常務執行役員欧州総支配人 2010年4月 同社常務執行役員生活産業・建設不動産事業部門長補佐 2011年6月 同社代表取締役専務執行役員生活産業・建設不動産事業部門長 2013年4月 同社代表取締役副社長執行役員メディア・生活関連事業部門長 2014年7月 学校法人立教学院理事 2015年6月 (株)ジュピターテレコム代表取締役会長 2017年4月 同社特別顧問 2017年5月 学校法人聖路加国際大学（聖路加国際病院）評議員 2017年6月 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟会長 2018年3月 学校法人聖路加国際大学理事（現任） 2018年6月 (株)飯田産業監査役（現任） 2019年3月 (株)大塚家具社外取締役（現任）	—
	(補欠の社外監査役候補者とした理由) 複数の会社において取締役等の要職を歴任し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、当社子会社において監査役を務めた経験を活かして当社監査の充実を図ることができるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	補欠 社外 独立 しまぎき まこと 島崎 誠 (1960年8月13日生)	1983年4月 (株)富士銀行（現(株)みずほ銀行）入行 1996年2月 同行本店営業第一部第一係部長代理 1997年7月 同行本店営業第一部第一係上席部長代理 2000年10月 同行虎ノ門支店副支店長 2002年4月 (株)みずほコーポレート銀行（現(株)みずほ銀行）大手町営業第一部次長 2003年11月 みずほ証券(株)投資銀行グループ事業金融第二部長 2006年3月 同社資本市場グループ企業金融第七部長 2007年4月 (株)みずほコーポレート銀行（現(株)みずほ銀行）高松営業部長 2009年4月 (株)みずほ銀行飯田橋支店長 2010年10月 同行業務監査部監査主任 2012年5月 みずほキャピタル(株)上席執行役員管理グループ長（現任）	—
	（補欠の社外監査役候補者とした理由） 銀行、証券会社、ベンチャーキャピタルといった金融機関において、営業部門や業務監査部門、管理部門の責任者を歴任し、その経験・知識はもとより当社グループ外の金融機関に長く勤務していたことから、中立的・客観的観点からの監査が期待でき、当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- （注） 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 各候補者が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約における損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
4. 各候補者が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

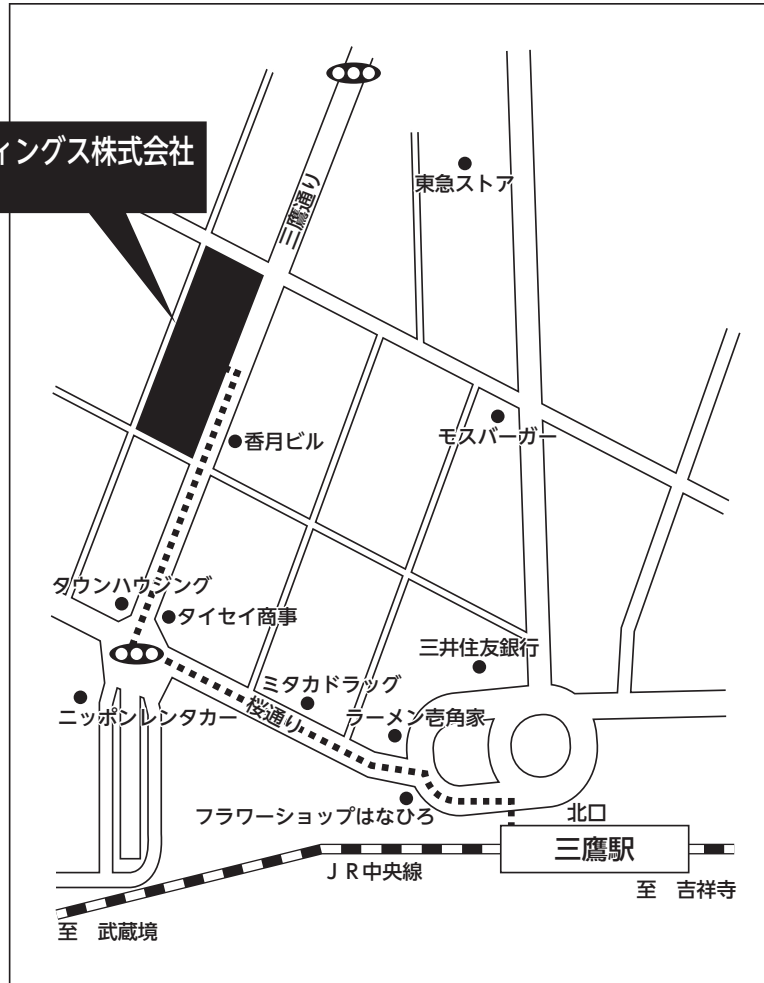
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都武蔵野市西久保一丁目 2 番11号 当社本店地下1階会議室
TEL 0422-60-8888 (代表)

飯田グループホールディングス株式会社
<新社屋>



交通 JR中央線「三鷹駅」北口 徒歩約3分

※駐車場及び駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車及び自転車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。